

須坂市住民税非課税世帯等エアコン設置助成事業 対象世帯診断チャート

△ 注意事項 △

- 本チャートでの世帯とは、住民票上の世帯です。
- 住民税の判定は、令和8年5月31日までに申請する場合、令和7年度（前年度）で判定、令和8年6月1日以降に申請する場合、令和8年度（本年度）で判定してください。
- 申請・交付決定後に購入したエアコン等が助成対象です。交付決定前に購入した場合は助成対象外です。

スタート

申請日現在、須坂市に住民登録があり、「自宅にエアコン等が1台も無い」または「故障等により冷房機能が使える機器が1台も無い」状態ですか？

※お持ちの冷房機器が電気冷風機またはペルチェ式クーラー（コンセントタイプ）のみの方は、冷房機器が1台も無い世帯とみなします。

いいえ

助成対象ではありません。

はい

住民税非課税世帯または生活保護受給世帯ですか？

いいえ

助成対象ではありません。

はい

世帯の中に住民税の申告をしていない方（未申告の方）はいませんか？

いいえ

助成対象ではありません。

未申告の方がいる

はい
（全員申告している）

同じ住宅で、すでに本助成を利用してエアコン等を設置していませんか？

いいえ

助成対象ではありません。

すでに設置済

はい
（設置していない）

助成対象

須坂市住民税非課税世帯等エアコン設置助成事業の対象と思われます。
助成を希望される場合は申請書を取得し（取得方法は緑色のチラシをご覧ください）、必要書類を添付の上、須坂市役所福祉課まで提出してください。

※手続きの流れ等、事業の詳細は別添の緑色のチラシをご覧ください。